

平成27年度  
から

# 軽自動車税の税率が変わります

地方税法の改正に伴い、平成27年度から軽自動車税の税率が変わります。  
車両の種類や最初の新規検査年月によって、適用される税率が異なります。

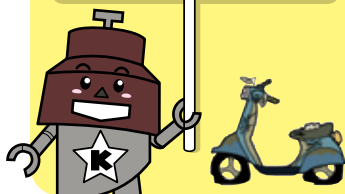


車種区分		年税率	
		平成27年3月31日 までに取得	平成27年4月1日 以降に取得
		従来の税率	新税率※
軽四輪乗用	自家用	7,200円	10,800円
	営業用	5,500円	6,900円
軽四輪貨物	自家用	4,000円	5,000円
	営業用	3,000円	3,800円
軽三輪		3,100円	3,900円

※新税率が適用されるのは、平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受ける車両です。なお、平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規取得した三輪以上の軽自動車（新車に限る）のうち、環境負荷の小さいものは、平成28年度分に限り税率が軽減される予定です。

問い合わせ  
市民税課 ☎048-259-7633

## 廃車等の手続き お忘れなく



軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税され、使用していなくても手続きをしないと税金がかかります。廃車や名義変更の手続きが済んでいないかた、市外に転出されたかた、盗難・紛失されたかたは、電話または市ホームページで必要書類等を確認のうえ、3月31日(火)までに手続きしてください。

## 手続き場所

- ➔ 原付・小型特殊自動車  
市民税課(市役所3階) ☎048-259-7633
- ➔ 125cc超のバイク  
埼玉運輸支局 ☎050-5540-2026
- ➔ 軽自動車  
軽自動車検査協会 ☎050-3816-3110

Q2

仕事を増やしてまで  
中核市になる  
必要があるの？

A 中核市になると、市が決定できる仕事が増えるので、自立した行政運営がさらに進みます。市民サービスの迅速で効率的な提供、市条例による保育所や特別養護老人ホームなど福祉施設の整備・運営規準の制定、本市の状況に応じた感染症対応など、増える仕事は、市民の皆さんの安全で快適な生活を支えるためのものです。

Q1

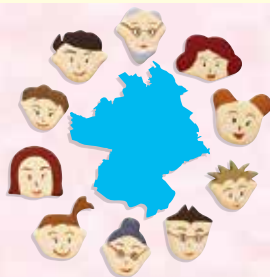
中核市に移行する  
市民の合意は？

A 昨年2月の市長選挙で、中核市移行と市保健所設置を公約に掲げた奥ノ木市長が選ばれ、この公約が市の新たな目標となりました。現在、平成29年3月定例会で、中核市移行の意思を市議会に決定していただけるよう、検討を進めています。中核市に移行する方針が決定された後、市が新たな仕事を行うための条例作りが始まります。その際、パブリックコメントを募集し市民の皆さんの意見を反映させていただきます。

Q3

仕事が増えればお金も  
かかると思うけど  
税金が上がるの？

A 新しい仕事を行うための費用は、国の交付金制度によって賄われる仕組みですので、中核市になるために、市の税金や公共料金を値上げすることはありません。



## 川口市自治基本条例と 中核市移行のつながり

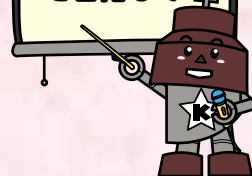
川口市の行政運営は、自治体の憲法とも言われる「川口市自治基本条例」を規範としています。この条例は、市民が市政の主人公であることをすべての基本に置く、市民が幸せに暮らせる地域社会を実現するための、本市の最高規範です。その前文には、「地方分権の進展に伴い、私たちの手によって私たちの思い描くまちづくりができるようになりつつある今、個性豊かな地域社会を築くためには、私たち市民の多様な価値観を適切に市政に反映させる仕組みづくりが必要となります」とうたわれています。その仕組みづくりを進めるためには、より多くの事務権限を持つ中核市制度を活用することが必要だと、市では考えています。

NEWS!

## 中核市 2

2月号からスタートしたこのコーナー。今回は、中核市移行についての市の基本的な考え方を、Q&Aでご説明します。

平成30年4月  
中核市移行  
を目指して



問い合わせ…政策審議室 ☎048-259-7674 FAX048-254-1367 市ホームページ「中核市への移行」もご覧ください。